

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営経営体育成基盤整備事業山田地区（第2工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積 (㎡)
綾歌郡綾川町大字山田下字内又	257-1	田	田	382
〃	257-4	田	田	870
〃	205-1	田	田	1191